

## 令和7年度「静岡市こどもの生活実態調査」について

## 1 調査概要について

## (1)調査の目的

静岡市における子どもの貧困の実態を的確に把握し、実効性のある施策を推進するため、子どもの生活実態調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた静岡市子どもの貧困対策推進計画の見直しを行う。

## (2)調査の内容

## ① 市民・制度利用者アンケート

## ア 調査対象、方法

| 調査対象      | 配布・回収方法        | 配布世帯<br>(数) | 配布対象(人) |         | 前回調査有効<br>回答率          |
|-----------|----------------|-------------|---------|---------|------------------------|
|           |                |             | 保護者     | 子ども     |                        |
| A 5歳(就学前) | 郵送<br>WEB 回収   | 1,500       | 1,500   | —       | 46.7%                  |
| B 10歳(小5) | 学校配付<br>WEB 回収 | 約 1,850     | 約 1,850 | 約 1,850 | 保護者 52.2%<br>子ども 51.3% |
| C 13歳(中2) |                | 約 1,570     | 約 1,570 | 約 1,570 | 保護者 44.1%<br>子ども 43.8% |
| D 16歳(高2) | 郵送<br>WEB 回収   | 1,500       | 1,500   | 1,500   | 保護者 27.5%<br>子ども 26.9% |
| E 制度利用世帯  | 郵送<br>WEB 回収   | 2,000       | 2,000   | 2,000   | 保護者 28.9%<br>子ども 19.1% |
| 計         |                | 8,420       | 8,420   | 8,240   | 保護者 40.1%<br>子ども 35.4% |

## 《補足》

A(5歳)は、保護者のみ

B(小5)は、各学校1組

C(中2)は、各学校1組。ただし、全生徒数が500人以上の学校は2組まで。

※ BとCについては、個人が特定できないため、世帯が重複する場合がある。その場合、子ども本人はそれぞれ回答し、保護者は1つのみ回答を可とする。

A(5歳)、D(16歳)は、住民基本台帳から抽出

E(制度利用世帯)は、「生活保護」「就学援助」「児童扶養手当」の各支給世帯から抽出。

※ BとCについては、個人が特定できないため、世帯が重複する場合がある。そのため、Eは少し遅らせて発送し、学校配付を優先して回答してもらう。

## イ 調査項目

国の基本項目や先行自治体の事例を踏まえ設問を決定する。

## 【設問の考え方】

- ・ 子どもの貧困の要因、相関関係として考えられる要素を把握するもの
- ・ 市の事業や必要な支援に関するもの

## ② 支援者向けヒアリング・アンケート

### ア 調査対象

- ・こども未来局等職員による調査  
→ こども園、幼稚園、小中学校、スクールソーシャルワーカー  
各区窓口課(担当者)、各所管事業従事者
- ・委託業者による調査 → 社会福祉協議会、民生委員 等10か所程度

### イ 調査方法

- ・ヒアリング、アンケート(ヒアリング以外) → 各施設の抽出・内容は調整中

### ウ 調査項目

子どもの支援者における貧困への意識、現場における支援の現状・課題、  
必要な支援施策などの観点から項目を設定

## ③ こどもの意見聴取

### ア 調査対象

- 小中学校 各1校程度 ヒアリング
- 生活・学習支援事業利用者 ヒアリング
- ※学校・事業所の抽出・内容等は調整中

## (3) 調査結果の用途

結果を集計・分析し、「静岡市子どもの貧困対策推進計画」の見直しに係る基礎資料とする。

## 2 調査の期間

実態調査、調査結果の集計・分析等を令和7年10月～令和8年3月で実施。

## 【補足】 静岡市こどもの生活実態調査について(調査実施の基本的な考え方)

### (背景)

- こどもの貧困(※1)は、こども期に貧困であるというだけでなく、それが、こどもの成長にも影響を及ぼし、大人になっても貧困から抜け出せない、また、それが子、孫へと続いていく、いわゆる「貧困の連鎖」が大きな問題。  
→ こども自身によらない、両親の所得や学歴といった要因による家庭の不安定さが、こどもの学力獲得や教育水準に影響を与えるため、貧困世帯で育つこどもは、そうでないこどもと比較すると、生まれた時から「不利」な状況に立たされている。
- また、近年、「非認知能力(自制心や自己肯定感、生活習慣など)」が、その後の「認知能力(IQ や学力など)」の発達を促し、その逆は確認できないという研究もあり、「非認知能力」の重要性が指摘されている。基本的な非認知能力は、小学校低学年の時点から、家庭の中での相談の可否や頑張っていることの有無、朝食を摂る習慣等、貧困世帯と非困窮世帯において大きな差があり、基礎的信頼や生活習慣など、学習の土台となる非認知能力の育成が重要である。
- 本市においても、こどもの貧困について実態を把握し、実効性のある施策を展開する必要がある。
- こどもの貧困は、教育環境や家庭環境など、様々な要素が複雑に絡み合っているため、単に家庭の経済状況を把握するだけでは、その実態を捉えることは難しい。
- こどもの貧困を放置すれば、今後、厳しい環境に置かれるこどもはさらに増える。厳しい環境に置かれている場合、結婚や出産を考える余裕はなくなり、さらなる少子化につながる恐れがある。また、静岡市の将来を担う人材を失い、支えなければならない人が増えることで、市民一人ひとりの負担がますます増加することにもつながる。
- こどもの貧困対策の推進は、未来への投資であるとも言える。そのためにも、本調査を通じて実態を明らかにし、行政だけでなく、民間、市民、地域がそれぞれにできることに取り組む必要がある。

### (目的)

- ◎ 静岡市のこどもたちのうち、「どの程度のこどもが厳しい環境に置かれているのか」、また、「厳しい環境に置かれているこどもたちが、どのような家庭状況に多いのか」、「こどもの学力・友人関係と家庭状況にどのような関係があるか」、「(こどもや保護者が)どのような思いを抱きながら生活しているか」といったことを明らかにするとともに、現在実施している施策に対する認知度や利用度合い、希望する制度やプログラムを把握し、静岡市におけるこどもの貧困の『見える化』を図り、今後、実効性のある支援を切れ目なく提供できる支援体制の整備につなげることを目的とし、本調査を行う。

---

※1 こどもの貧困とは、こどもが「家族一人あたりの等価可処分所得が、国の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯」で暮らす状態(相対的貧困)をいう。

### 【調査において把握したいもの】

- ・ 静岡市における、困難な状況にあるこどもの数(率)  
※困難な状況の例： 栄養の状況、家計の状況、親子の精神状況、家庭やこどもの物質的剥奪 など
- ・ 困難な状況にあるこどもが、どのような家庭状況(例:親の就労状況、世帯タイプ)、地域、学校に集中しているのか。
- ・ 貧困の連鎖がうまれているか
- ・ 認知能力(学力)、非認知能力(自制心、規則的な生活)などこどもの状況と、こどもの家庭の状況の関係、格差の度合い
- ・ 本市の施策に対する認知度、利用度合い、なぜ参加していないか、希望する制度やプログラム

など